

PDCAサイクル確立に向けた 点検・評価の取組状況

令和4年10月

総務省統計委員会担当室

I 取組の背景・経緯

「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（令和元年9月統計委員会建議）

＜PDCAサイクルによるガバナンスの確立＞

- 調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化
- 点検・評価を踏まえ、必要に応じて、業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等を措置
- 点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、ホームページで公表 など

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月閣議決定）

＜品質確保に向けた取組の強化＞

- 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善【令和2年度から実施】
- 統計調査の計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧【令和2年度から実施】

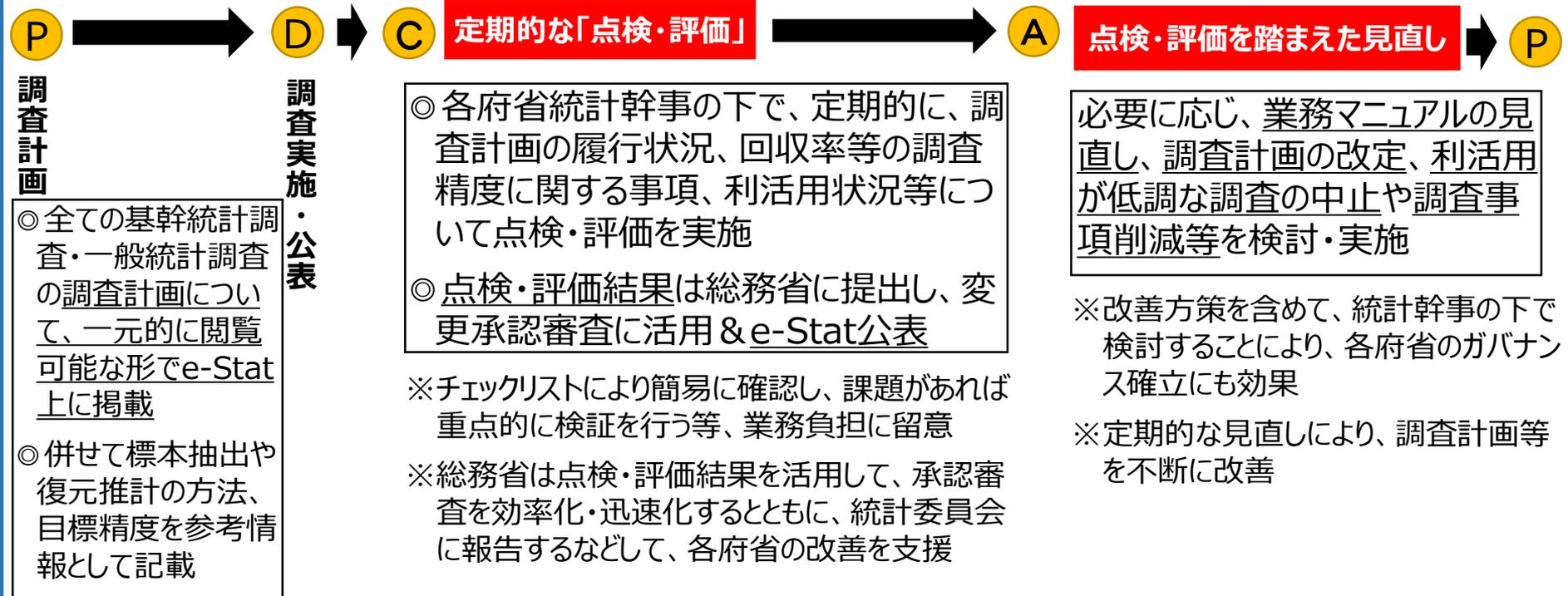
「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」（令和2年7月統計行政推進会議申合せ）

- 上記建議及び閣議決定を踏まえ、点検・評価の実施方法（点検・評価の観点に沿ったチェックリストの利用、統計幹事の関与等）、統計作成プロセスの透明化等（調査計画や点検・評価結果のe-Statへの掲載等）を盛り込み策定（令和2年10月施行）

(参考) PDCAサイクルの確立に向けた「点検・評価」

- PDCAサイクル確立については、各府省における主体的な取組が不可欠である一方、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善や統計作成プロセスの透明性確保を図るため、一定の統一性・品質の確保が必要
- このため、主要府省の実務者によるワーキンググループにおける検討を踏まえ、各府省における取組の指針となる点検・評価ガイドラインを策定 (令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ)

【再発防止策を踏まえたPDCAサイクルの確立イメージ】



Ⅱ 点検・評価の計画的な実施

- 令和2年10月の点検・評価ガイドラインの施行を受け、各府省は点検・評価実施計画を策定し、取組を開始
- 令和4年度は116調査の点検・評価を実施予定。なお、3年度までに128調査を実施

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数			令和4年度の点検・評価実施予定			点検・評価実施数（～R4.3）		
		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査
内閣官房	1	—	1	1	—	1	—	—	—
人事院	4	—	4	2	—	2	0	—	0
内閣府	20	—	20	5	—	5	12	—	12
総務省	23	14	9	7	6	1	15	8	7
財務省	7	2	5	3	1	2	2	1	1
文部科学省	22	4	18	12	4	8	0	0	0
厚生労働省	76	7	69	23	2	21	18	6	12
農林水産省	41	7	34	39	7	32	35	6	29
経済産業省	24	8	16	4	0	4	18	8	10
国土交通省	62	9	53	17	5	12	30	4	26
環境省	6	—	6	3	—	3	2	—	2
小計	286	51	235	116	25	91	132	33	99
うち共管	6	2	4	0	0	0	4	2	2
合計	280	49	231	116	25	91	128	31	97

(注) 各府省等の点検・評価実施計画、総務省に対する点検・評価結果の提出状況及び先般実施した基幹統計に関する「点検・確認」の結果に基づき作成（点検・評価実施計画の随時見直しにより点検・評価実施対象の統計調査数等は今後変更があり得る。）

Ⅲ 点検・評価を通じた改善例

1 調査計画の履行状況に係る検証を端緒に改善を実施・検討している例

- 報告者がより回答しやすいよう**調査票の分割・レイアウト変更、電子調査票の改善**
- 統計作成府省における業務の効率化を図るため、**実査業務を民間委託**
- 報告者の利便性向上や調査の効率化を図るため、調査員調査に加え、郵送・オンライン調査を導入するなど**調査方法を多様化**
- 調査結果を公表期日どおり公表できるよう民間事業者と連携した**作業工程等の見直し（仕様書の変更）**や**業務マニュアルの見直し・充実**
- デジタル化の進展やe-Statの利用状況を踏まえ、**印刷物による公表の廃止**

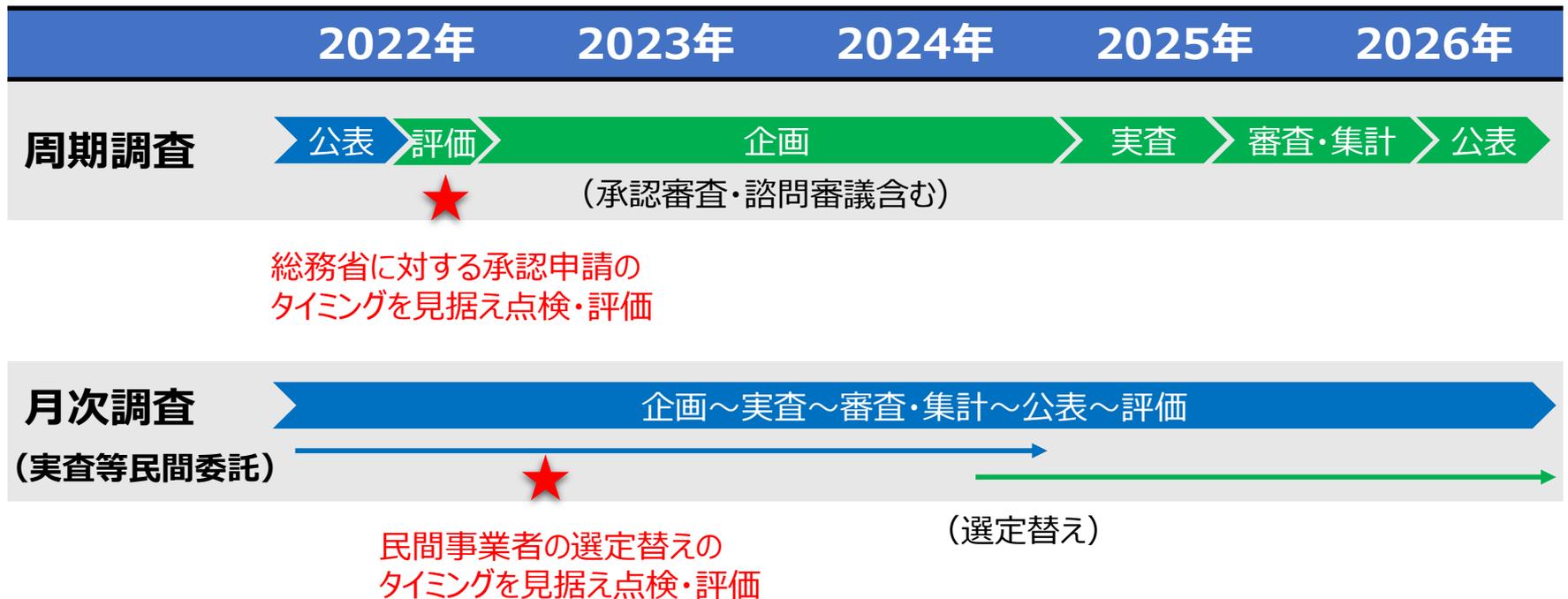
2 調査結果の利活用状況や精度に係る検証を端緒に改善を実施・検討している例

- 利活用ニーズの変化、報告者の負担、調査結果の精度等を踏まえた**調査事項・調査票や集計事項の見直し**
- 関係法令に基づく届出・報告データ（行政記録情報等）の活用による**調査の中止や一部代替**
- 調査結果の精度の維持・向上を図るため、審査・集計から公表までの一連のスケジュールを見直し、**民間事業者による作業期間を確保**

(参考) 点検・評価の実施時期

- 点検・評価は、PDCAサイクルの一環として、調査周期などを踏まえ、次回調査の見直し・改善に資するよう計画的に実施することが必要
- また、民間事業者の選定替えや総務省・統計委員会の承認審査・諮問審議のタイミングを見据えて実施することにより、実効性のある取組とすることが必要

【点検・評価の実施時期（イメージ）】



IV 今後の対応

当面の対応

「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）も踏まえ、以下のとおり、各府省においてPDCAサイクルの確立に向けた点検・評価を推進

- 点検・評価の実施計画に基づき、**調査サイクル等に沿って着実に取組を推進**
- 令和4年度後半に点検・評価を実施する予定の**基幹統計調査から順次、その業務マニュアルについて**、
 - i) 各業務プロセスの**業務内容に対応した記載内容となっているか**
 - ii) 業務マニュアルで作成を定めている**成果物や業務記録が作成・保存されているか**
 - iii) **共有の範囲や方法は適切か**といった点について**確認を行い、その結果を踏まえて、業務マニュアルの充実及び内容を改定**
- 令和4年度における点検・評価の実施状況等を踏まえ、**点検・評価の実施計画を見直し**

令和5年度以降

- 総務省は、上記点検・評価の結果や統計作成プロセス診断の先行実施などを踏まえ、各府省と連携して、**点検・評価ガイドラインを改定**
- 各府省は、改定後の点検・評価ガイドラインに基づき、**統計幹事のリーダーシップの下、点検・評価の取組を推進**するとともに、**業務マニュアルの必要な改定等**を実施
⇒ PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善